

報道機関各位

監査等委員会設置会社への移行について

平田機工株式会社（本社：熊本県熊本市、代表取締役社長：平田雄一郎、以下「当社」）は、本日開催の取締役会において、2023年6月23日開催予定の当社第72回定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化するとともに、更なる監視体制の強化を図ることでより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ります。

II. 移行の時期

2023年6月23日に開催予定の第72回定時株主総会において、移行に必要な定款変更等について承認いただいた後、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

III. その他

移行に伴う定款変更の内容および役員人事等の詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

以 上

本件に関するお問い合わせ：**平田機工株式会社 管理本部 IR・広報部**

TEL：096-272-5558

Mail：hirata_info@hirata.co.jp

(ご参考)

監査等委員会設置会社

監査役や監査役会に代えて経営の監視機能として「監査等委員会」を設置する会社。社外取締役を中心とした監査等委員会が経営を監視する。監査等委員会は3名以上の監査等委員である取締役で構成され、過半数は社外取締役でなければならない。監査等委員会は、取締役の職務執行の監査等を行う。監査等委員会設置会社の取締役会は、経営の基本方針の決定や取締役の職務執行の監督等を行う。監査等委員である取締役は、取締役会における議決権行使や指名・報酬に対する意見陳述権も有する。経営の監視・監督機能のさらなる強化を目的とした制度。(関連法令：会社法第331条、同332条、同342条の2、同399条の2、同13等)

以上